

## 保育所等訪問支援とは

発達に不安や心配のあるお子さんの保護者の方から相談を受けて、療育の専門スタッフがお子さんの通っている保育所等へ訪問し、お子さんが安心して集団生活が送れるように訪問先への助言等を行います。

## 対象

保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校、その他児童が集団生活を行う施設に通う発達に不安や心配のあるお子さんで、保育所等訪問支援が必要と認められた方（通所支援受給者証の交付を受けている方）が対象になります。

※保育所等訪問支援の通所支援受給者証の交付を受けていない方は、お住まいの区役所保健福祉課で申請が必要になります。

## 支援方法

- ・支援回数は、相談の上契約時に決定します。
- ・訪問支援員が保育所等を訪問し、お子さん本人に対する支援及び訪問先施設の職員に対して、支援方法等の相談・助言を行います。
- ・訪問支援員は、こどもの障がいや発達に関する専門的知識及び経験をもつ保育士・看護師等が担当します。

## 支援内容

**本人支援**…訪問先施設における生活の流れの中で、集団生活への適応や日常生活動作の支援を行います。

**家族支援**…保護者が安心してお子さんを集団の場に通わせることができるよう、訪問先施設におけるお子さんの様子や、職員の関わり方などを含め、提供した支援の内容をお伝えします。

**施設支援**…訪問先施設のお子さんに対する支援力向上のため、お子さんの発達段階や特性を踏まえた関わり方や訪問先施設の環境等について相談、助言を行います。

## ご利用の流れ

### 1 問い合わせ・相談予約

お電話にてお問い合わせください。

担当者不在の場合は、後程連絡いたします。

### 2 初回相談

はるにれ学園にお越しいただくか、家庭訪問をして、お子さんについてご心配なこと、困っていることなど相談内容を伺います。

その上で、保育所等訪問支援についてご説明し、支援内容の希望を伺います。

※事前にお子さんが通う施設を訪問させていただき、訪問支援が必要か判断させていただきます。

### 3 利用契約

必要書類にご記入、ご捺印を頂きますので、印鑑をご用意ください。

### 4 保育所等との調整

事前に保護者の方から保育所等訪問支援事業の利用について、保育所等へお伝えください。その後、保育所等の施設長などに連絡を取り、支援内容を決定します。

### 5 保育所等訪問支援計画の作成

お子さんや保護者の方の困り感やご希望を踏まえ、個別支援計画書を作成します。

### 6 訪問支援の開始

支援計画に基づき、お子さんの通っている保育所等への訪問を開始します。

### 7 モニタリング

実施した支援について、モニタリング（評価）を行い、モニタリング報告書を作成します。

## 利用料金

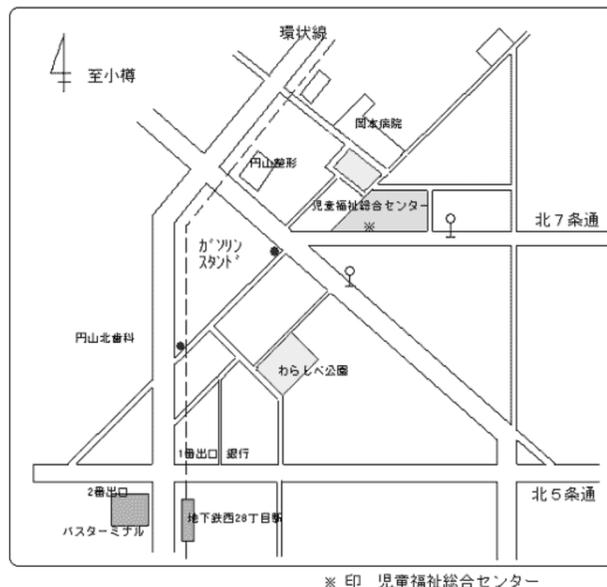
他のサービスの利用状況、ご家庭の所得に応じて、利用料金が異なります。詳しくはお問合せ下さい。

※3歳児～5歳児のお子さんは無償化対象のため、所得にかかわらず自己負担額は0円になります。

## アクセス

児童発達支援センター

保育所等訪問支援事業



札幌市  
はるにれ学園

### ◎地下鉄

- ・東西線「西28丁目駅」1番出口より徒歩6分
- 「二十四軒駅」6番出口より徒歩10分

### ◎JRバス「北6西26丁目」下車徒歩2分

- ・北7条線【31】 大通西4丁目～地下鉄琴似駅前
- ・北5条線【54/58】札幌駅前方面～琴似営業所方面
- ・西町線【61】 札幌駅前バスターミナル方面  
～宮の沢方面
- ・手稲線・手稲鉾山線  
【55/57他】札幌駅前バスターミナル方面  
～手稲鉾山方面



〒060-0007  
札幌市中央区北7条西26丁目

電話 011-622-8650

Fax 011-622-8810

月～金曜（祝日・年末年始除く）

8:45～17:15

SAPPORO



さっぽろ市  
02-F04-25-747  
R7-2-572